

ねんきん定期便の年金記録相談会

京都府社会保険労務士会の協力によるねんきん定期便の年金記録相談会を開きます。ねんきん定期便の内容が不明な点をご相談ください。日時=7月14日(水)・21日(水)・28日(水)...

国民年金

納付困難な人は免除申請 30歳未満に若年者納付猶予制度 経済的に国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

後期高齢者医療制度

保険料額が決定 7月中旬に通知書を郵送 市は、後期高齢者医療制度被保険者へ、7月中旬に平成22年度の保険料額決定通知書を郵送しますので、内容を確認してください。

新しい被保険者証の内容を確認してください

後期高齢者医療制度被保険者 後期高齢者医療制度被保険者は、8月1日(日)から使用できる新しい被保険者証(後期高齢者医療)を1人1枚、簡易書留郵便で7月中旬に郵送します。

国保税の負担額を減額

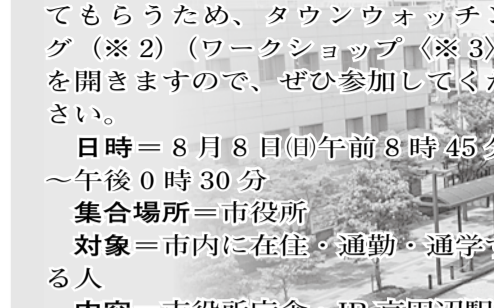
国保税の負担額を減額 市は、非自発的失業者の国民健康保険税(国保税)の負担を軽減します。対象者は申請すると、前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。

非核平和都市宣言起草委員会 委員を募集します



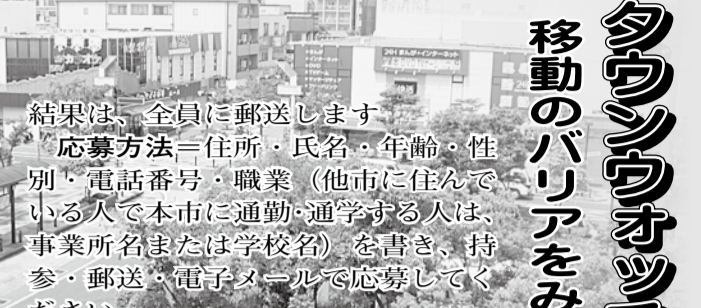
市は、市民のみならず、非核平和への取り組みを進め、世界的な核兵器廃絶への潮流をさらに高めるため、非核平和都市宣言を計画しています。宣言文の起草は、京田辺市平和都市推進協議会に依頼し、同協議会に起草委員会が設置され、委員を募集します。

京田辺市バリアフリー基本構想



市は、京田辺市バリアフリー基本構想(※1)の策定に取り組んでいます。市民のみならずにも策定に参画してもらうため、タウンウォッチング(※2)(ワークショップ(※3))を開きますので、ぜひ参加してください。

タウンウォッチング 移動のバリアをみんなで解決



※1 京田辺市バリアフリー基本構想：高齢者、障がいのある人など、あらゆる人が社会活動に参加し、円滑に移動できるまちづくりが求められています。町民のみならずにも策定に参画してもらうため、タウンウォッチング(※2)(ワークショップ(※3))を開きますので、ぜひ参加してください。

福祉医療費制度

Table with 3 columns: 制度名, 対象者, 助成内容. It lists categories like 老人医療, 障害者医療, and 母子医療 with their respective criteria and benefits.

7月は切り替え月

7月は福祉医療費制度(老人・障害・母子)を受けている人の「福祉医療費受給者証」の切り替え月です。現在交付を受けている人には、申請書などを郵送しています。

市営住宅 入居希望者を受け付け

市は、市営住宅の入居希望者を募集します。募集期間は7月14～23日です。申し込みは7月14日(水)から23日(金)までです。

Table with 5 columns: 団地名, 建設年度, 戸数, 部屋タイプ, 家賃. It lists various public housing units and their rental fees.

国保税の負担額を減額

国保税の負担額を減額 市は、非自発的失業者の国民健康保険税(国保税)の負担を軽減します。対象者は申請すると、前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。

後期高齢者医療制度

保険料額が決定 7月中旬に通知書を郵送 市は、後期高齢者医療制度被保険者へ、7月中旬に平成22年度の保険料額決定通知書を郵送しますので、内容を確認してください。

新しい被保険者証の内容を確認してください

後期高齢者医療制度被保険者 後期高齢者医療制度被保険者は、8月1日(日)から使用できる新しい被保険者証(後期高齢者医療)を1人1枚、簡易書留郵便で7月中旬に郵送します。

国保税の負担額を減額

国保税の負担額を減額 市は、非自発的失業者の国民健康保険税(国保税)の負担を軽減します。対象者は申請すると、前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。

Table with 2 columns: 軽減割合, 対象となる世帯. It shows the reduction rates for different types of households, such as 9割 for those with annual income below 850,000 yen.

Table with 2 columns: 軽減割合, 対象となる世帯. It shows the reduction rates for different types of households, such as 8.5割 for those with basic control amount exceeding 330,000 yen.

Table with 2 columns: 軽減割合, 対象となる世帯. It shows the reduction rates for different types of households, such as 5割 for those with basic control amount plus 245,000 yen exceeding the limit.

【保険料の算定式】 一人あたり保険料 = 所得割額 + 均等割額 ※平成22年度は均等割額が4万4,410円、所得割額の保険料率が8.68%です。

【軽減措置】 ●被保険者の均等割額 所得の低い人は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、左表のとおり、保険料の被保険者負担額を減額します。

【問合せ先】 国保医療課 (☎64-1374) 市は、後期高齢者医療制度被保険者へ、7月中旬に平成22年度の保険料額決定通知書を郵送しますので、内容を確認してください。

新しい被保険者証の内容を確認してください

後期高齢者医療制度被保険者 後期高齢者医療制度被保険者は、8月1日(日)から使用できる新しい被保険者証(後期高齢者医療)を1人1枚、簡易書留郵便で7月中旬に郵送します。

国保税の負担額を減額

国保税の負担額を減額 市は、非自発的失業者の国民健康保険税(国保税)の負担を軽減します。対象者は申請すると、前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。